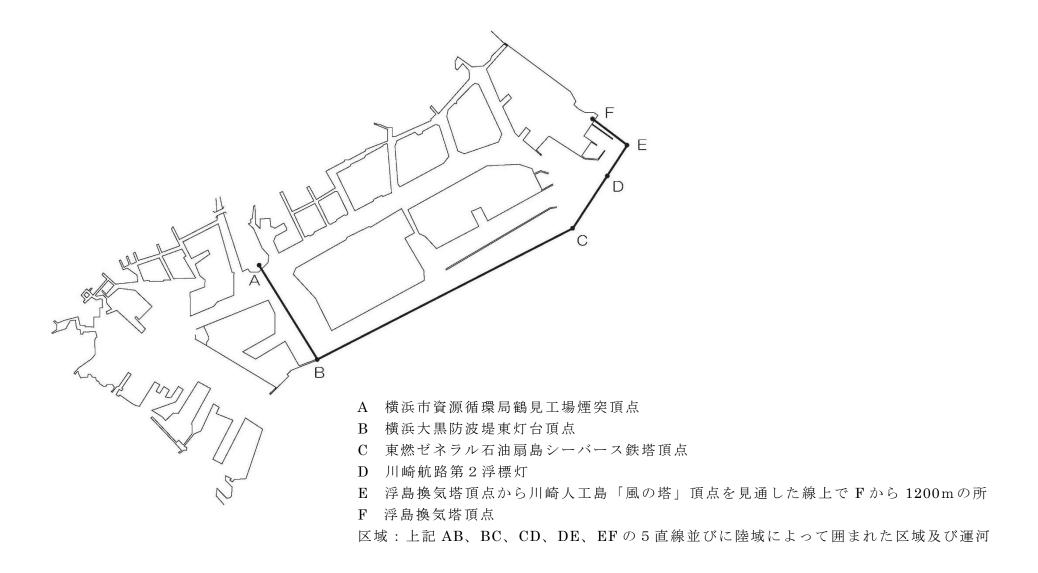
漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号)第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種	許可又	推進	操業区域	漁業時期	許可又は	(規則第 14 条	許可又は起	許可の有効
類	は起業	機関			起業の認	第1項により	業の認可を	期間
	の認可	の馬			可をすべ	許可又は起業	申請すべき	
	をすべ	力数			き漁業者	の認可時に付	期間	
	き漁業				の資格	加する条件)		
	者の数							
	(人)							
かさご、	1	定め	A 横浜市資源循環局鶴見工場	1月1日から	横浜市神	網入れは、日の	令和4年8月	令和4年
めばる、		なし	煙突頂点	12月31日ま	奈川区に	入りから5時	3日から令和	10月1日か
すずき			B 横浜大黒防波堤東灯台頂点	で	漁業根拠	まで	4年9月2日	ら令和8年
流し刺			C 東燃ゼネラル石油扇島シー		地※を有し		まで	4月16日ま
し網漁			バース鉄塔頂点		ている者			で
業			D 川崎航路第2浮標灯					
			E 浮島換気塔頂点から川崎人					
			工島「風の塔」頂点を見通した線					
			上でFから 1200mの所					
			F 浮島換気塔頂点					
			区域:上記 AB、BC、CD、DE、					
			EF の5直線並びに陸域によっ					
			て囲まれた区域及び運河					

[※] 漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。



漁業種類	許可又は	推進機関	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべ	(規則第 14 条	許可又は起	許可の有
	起業の認	の馬力数			き漁業者の資格	第1項により	業の認可を	効期間
	可をすべ					許可又は起業	申請すべき	
	き漁業者					の認可時に付	期間	
	の数(人)					加する条件)		
ぼらを目	2	定めなし	共第9号	9月1日から	逗子市小坪に漁業根拠地**	共同漁業権に	令和4年8月	令和4年
的とする			共同漁業	11月30日ま	を有し、かつ共第9号共同	もとづく共同	3日から同年	9月12日
狩刺し網			権の漁場	で	漁業権の漁場の区域におい	漁業の操業を	9月2日まで	から令和
漁業			の区域		てぼらを目的とする狩刺し	妨げてはなら		8年4月
					網 漁 業 を営むことにつ	ない。		16 日まで
					いて当該漁業権の漁業権者			
					の受忍を受けている者			

※ 漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。